

令和6年6月20日

古賀市議会
議長 渡 孝二 様

総務常任委員会
委員長 平木 尚子

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件について6月11日に委員会を開催し、その審査結果を会議規則第110条の規定により報告します。

記

第44号議案 古賀市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されたことに伴う必要な措置を講じるほか、所要の改正を行うため、条例の一部を改正するもの。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 平成28年3月30日に条例の名称が、「古賀市乳幼児・子ども医療費の支給に関する条例」から「古賀市子ども医療費の支給に関する条例」に改められた。
2. 「古賀市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例」が制定されたのが、平成27年12月。その後、「古賀市乳幼児・子ども医療費の支給に関する条例」の名称の変更があった。本来、後続の条例が変わるタイミングで、あわせて、前者の条例を変更するべきだが、改正期間が短かったこともあり、捕捉し切れずに今回の改正となった。
3. 条例改正のチェック体制については、条例改正時に主管課が起案を行い、総務課が、例規集に登録された内容を全文検索した上で、件名に該当する関連条例がある場合はあわせて修正をかける。
4. 法律改正時に条例が、適正な文言かを速やかに確認し条例改正を行うことが本来の在り方であることから、今後、見落としがないよう整理し、適正な時期に改正を行っていく。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。